

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

教育振興基本計画は、教育基本法第 17 条の第 2 項に基づき、三島市の教育の目指すべき姿と施策の方向性を示すため、教育全般に係る総括的な計画として策定するものです。

本市では、平成 25 年度（2013 年度）から 10 年間を計画期間とした「三島市学校教育振興基本計画」を策定しました。計画策定から 5 年後となる平成 30 年（2018 年）3 月には、中間見直しを行い、前期計画期間における成果と課題を踏まえ、後期 5 か年行動計画を策定し、教育行政を計画的、総合的に推進してきました。

また、平成 28 年（2016 年）3 月には、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 3 の規定に基づき、「教育に関する大綱」を策定し、教育分野全般についての三島市の目指す姿と方向性を示しました。

しかしながら、人口減少・少子高齢化の加速化、Society5.0¹時代の到来、価値観や多様性への意識の高まり、急速に変化する社会情勢や新型コロナウイルス感染症の影響などによるライフスタイルの変化や、それら社会の変革を受けた学習環境の変化など、教育を取り巻く現状は急速に変化しており、教育は今まさに大きな過渡期を迎えております。

そこで、現行計画の期間が令和 4 年度を以って終了すること、および大綱策定から 5 年以上が経過したことを踏まえ、その間の社会の変化を見据えた中で、三島市の最上位計画である「第 5 次三島市総合計画」との整合を図りながら、計画期間を令和 5 年度（2023 年度）から令和 12 年度（2030 年度）までの 8 年間とし、三島市の教育が目指すべき方向性を示すため、新たに「三島市教育振興基本計画」として策定しました。

○教育基本法（平成 18 年 12 月 22 日法律第 120 号）

（教育振興基本計画）

第 17 条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他の必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

¹ Society5.0… ①狩猟社会、②農耕社会、③工業社会、④情報社会に続く 5 番目の新しい社会を指す。サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（平成 29 年 5 月 17 日法律第 29 号）

（大綱の策定等）

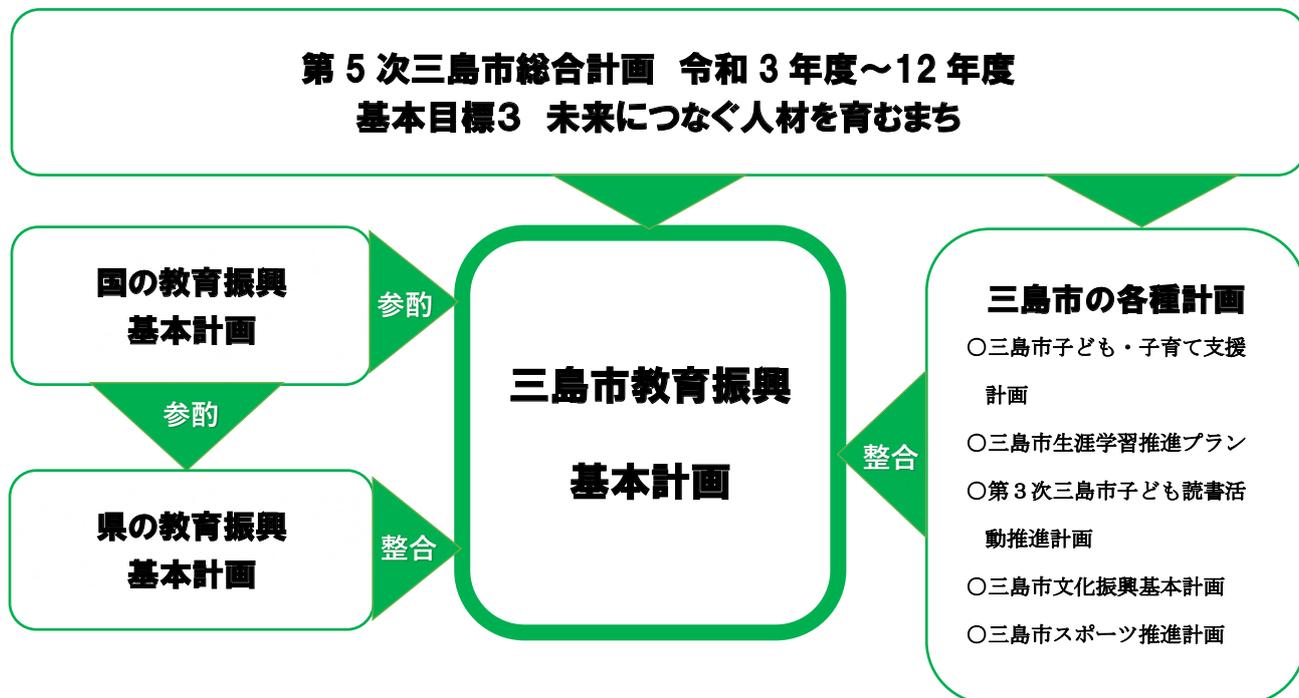
第 1 条の 3 地方公共団体の長は、教育基本法第 17 条第 1 項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。

2 計画の位置付け

まず、教育振興基本計画と大綱の関係については、本計画の理念や施策の根本となる方針部分が大綱に該当することから、三島市では、総合教育会議で協議を行い、本計画を「教育に関する大綱」として位置付けることとしました。

本計画は、「第 5 次三島市総合計画」の基本目標 3「未来につなぐ人材を育むまち」のうち、学校教育や社会教育などの分野について具体的に推進していく施策を示したものとなります。また、策定の趣旨でも述べたように、教育基本法第 17 条の第 2 項に基づき、国の教育振興基本計画²を参酌するとともに、県の教育振興基本計画³との整合を図ることで、それぞれの計画と連携していきます。

その上で、学校教育や社会教育だけでなく、子育てや文化・スポーツの振興に関わる三島市の各種計画との連携を図っていくことにより、三島市が今後目指す教育と人づくりの実現を目指します。



² 国の教育振興基本計画…教育基本法に示された理念の実現と、我が国の教育振興に関する施策の総合的・計画的な推進を図るため、同法第 17 条第 1 項に基づき政府として策定する計画。

³ 県の教育振興基本計画…県が 2022 年～2025 年間に取り組む教育の施策をまとめた計画。基本理念は「『有徳の人』の育成～誰一人取り残さない教育の実現～」。

3 計画の期間

本計画の期間は、第5次三島市総合計画の期間と合わせ、令和5年度（2023年度）から令和12年度（2030年度）までの8年間とします。

